

町議会議員の取扱いについて 1

区 分	合併特例法を適用しない場合	合併特例法第6条による方法 (定数に関する特例)	合併特例法第7条による方法 (在任に関する特例)
1 合併関係町の議会の議員の身分	合併関係町の廃止と同時に当該町の議員が失職する。	合併関係町の廃止と同時に当該町の議員が失職する。	合併関係町の協議により、合併後2年を超えない範囲に限り、引き続き新たに設置される合併町の議会の議員として在任することができる。
2 任期	選挙の日から4年 (地方自治法第93条第1項) (公職選挙法第258条)	選挙の日から4年 (地方自治法第93条第1項) (公職選挙法第258条)	合併後2年を超えない範囲で協議で定める期間 (市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項)
3 定数	地方自治法第91条第2項の規定により、合併市町村の人口(地方自治法第254条)に基づき算出した議員の定数 (地方自治法第91条第2項) 人口1万人以上2万未満の町 22人 人口=官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口 平成12年度国勢調査人口 ・伊方町 6,569人 ・瀬戸町 2,813人 ・三崎町 4,154人 計 13,536人	合併関係町の協議により、設置選挙に限り地方自治法第91条第2項に規定する数(上限数)の2倍を超えない範囲で定数を増加することができる。 人口1万人以上2万未満の町 22人 2倍を超えない範囲 44人以内 この特例による定数は、解散又は総辞職等により議員のすべてなくなったときは、地方自治法第91条の規定に復帰する。	地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、当該数を持って合併町の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ又は議員がすべてなくなったときは、これに応じてその定数は、同条の規定による定数に至るまで減少する。
4 選挙期日	新町設置の日から、50日以内 (公職選挙法第33条第3項) (公職選挙法第117条)	新町設置の日から、50日以内 (公職選挙法第33条第3項) (公職選挙法第117条)	選挙は、行わない。
5 選挙すべき議員の数	法定定数内で条例により定めた数	条例により定めた増加した定数	
6 補欠選挙の適用	有	有	無

町議会議員の取扱いについて 2

町 長	特例措置はない	伊方町(町長) →	新 町 発 足	設置選挙は新町発足の日から50日以内に実施	任 期 満 了	一般選挙の実施 町長 1人
		瀬戸町(町長) →		設置選挙の実施 新町長 1人		一般選挙の実施 町長 1人
		三崎町(町長) →		任期：4年間		任期：4年間
町 議 会	合併特例措置を適用しない 場合	伊方町(16人) →	新 町 発 足	設置選挙は新町発足の日から50日以内に実施	任 期 満 了	任期：4年間 一般選挙の実施 議員定数 22人
		瀬戸町(12人) →		設置選挙の実施 議員定数 22人		一般選挙の実施 議員定数 22人
町 議 会	定数特例を適用した場合	伊方町(16人) →	新 町 発 足	設置選挙は新町発足の日から50日以内に実施	任 期 満 了	任期：4年間 一般選挙の実施 議員定数 22人
		瀬戸町(12人) →		設置選挙の実施 議員定数の2倍以内(44人以内)		一般選挙の実施 議員定数 22人
町 議 員	在任特例を適用した場合	伊方町(16人) →	新 町 発 足	選挙は行わない	任 期 満 了	一般選挙の実施 議員定数 22人 任期：4年間
		瀬戸町(12人) →		3町議員がそのまま在任 伊方16+瀬戸12+三崎12=40人		
		三崎町(12人) →		任期：2年を超えない範囲で協議で定める期間		